

薬だつ知識

医薬品には副作用があり、正しく使用しても副作用の発生を防げない場合があります。医薬品の副作用によって入院治療が必要になるほど重篤な健康被害が生じた場合に、医療費や年金などの給付を行う制度があります。この制度は医薬品医療機器総合機構法に基づく公的な制度で、病院や診療所で処方された医薬品だけでなく、薬局や薬店・ドラッグストアなどで購入した市販薬も対象です。

給付には7種類あり、入院治療を必要とする場合や、日常生活が制限されるような障害の場合、死亡した場合などでそれぞれ内容が異なります。給付額は種類ごとに定められ、給付の種類によって請求期限が設けられているものもあります。

給付の請求は健康被害を受けた本人、またはその遺族が直接医薬品医療機器総合機構に対し

公的な救済制度あり

19. 医薬品の副作用被害

て行います。その際には医師の診断書や投薬・使用証明書、受診証明書などが必要です。

ただし、救済の対象にならないものもあります。例として、医薬品を適正に使用していなかった場合や、副作用が起こりやすい抗がん剤などによる健康被害などがあります。法律で定められた予防接種や、医薬品の製造販売者などに損害賠償責任が明らかな場合については、異なる制度があります。救済給付の詳細や請求については医療機関または機構へご相談ください。副作用は早めに発見し、対処

することが重症化を防ぐ上で重要です。そのためには、患者さんや家族の協力が必要です。薬のことで不安なことや気になることがありましたら、薬剤師へご相談ください。(鹿児島県薬剤師会常務理事・佐多照正)

読者の皆さんから今後取り上げてほしいテーマを募集しています。はがきかファクス099(254)612911でお寄せください。〒890-8589 鹿児島市与次郎2-8-1 5 県薬剤師会「薬だつ知識」係まで。

お薬を使うすべての方に知ってほしい制度です。

医薬品副作用被害救済制度

お薬は正しく使っても、副作用の起る可能性があります。万一、入院治療が必要になるほど健康被害が生じたとき、医療費や年金などの給付を受けることができます。いざという時のために、暮らしに欠かせないお薬だから、あなたもぜひ知っておいてください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

0120-149-931

詳しくは「副作用被害」または「PMDA」で検索

「医薬品副作用被害救済制度」を周知するポスター